

◆ 福祉医療費助成制度の紹介 ◆

医療機関の窓口で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられる制度です。助成制度の対象と思われる方で、受給者証をお持ちでない方は、市役所で申請を行ってください。

※助成内容は、平成31年4月1日現在のものです。

助成区分	対象者	助成内容	所得制限	申請に必要な書類
未熟児 養育医療	出生時の体重が2,000g以下であるなどの状態にあって、医師が入院養育を必要と認めた子ども(未熟児など) ※退院すると申請ができません。かならず入院中に申請してください。	入院中の診察、薬剤、手術等の医学的処置、看護などの費用	有り (所得に応じて自己負担が発生) ※自己負担分は、子ども医療の助成対象	①申請書・世帯調書 ②養育医療意見書 ③世帯の所得を証明するもの ④子どもの健康保険被保険者証 ⑤印鑑 ⑥本人確認書類 ⑦マイナンバーのわかるもの
子ども 医療	中学校卒業(15歳到達の年度末)までの子ども	通院および入院中の保険診療における自己負担額	無し	①子どもの健康保険被保険者証 ②印鑑 ③本人確認書類
母子家庭 等医療	・母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父 ・父母のいない18歳未満の児童 ※18歳未満の児童…18歳到達の年度末まで	通院および入院中の保険診療における自己負担額	有り ※児童扶養手当の所得制限以内(所得に養育費の8割を合算)	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③本人確認書類 ④マイナンバーのわかるもの
障害者 医療	(ア) 身体障害者手帳1～3級の方 (イ) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ) 療育手帳AまたはB判定(IQ50以下)を受けた方 (ロ) 自閉症状群(高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む)と診断を受けた方 ※ただし65歳以上で(ア)または(ウ)のうち療育手帳A判定の方は後期高齢者医療保険に加入しないと医療費助成が受けられません。詳しくは問い合わせください。	通院および入院中の保険診療における自己負担額	無し	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③本人確認書類 ④(ア～ウ)に該当する方 身体障害者手帳、療育手帳など (ロ)に該当する方 自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神障害者 医療	(ア) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ※ただし65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しないと助成が受けられません。	精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担額	無し	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③本人確認書類 ④(ア)に該当する方 精神障害者保健福祉手帳 入院診療計画書 (イ)に該当する方 精神科医師による診断書 (ウ)に該当する方 自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と 自立支援医療受給者証
	(イ) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ※申請された方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要です。	精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担額の1/2の額		
	(ウ) 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ※ただし精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しないと助成が受けられません	指定医療機関に受診(精神疾患の通院)した場合の保険診療における自己負担額		
後期高齢者 福祉医療	後期高齢者医療制度に加入している方のうち、次のいずれかに該当する方 (ア) 障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療のいずれかに該当する高齢者 (イ) 公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者:精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者:感染症予防法第19条の規定による命令入院患者と同法第20条により命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ) 戦傷病者手帳を保持している高齢者 (ロ) 本人および本人が属する世帯の生計維持者が市民税非課税であり、下記のいずれかに該当する高齢者 ・ねたきり、または、重度・中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3か月以上継続している方 (オ) 独り暮らしの方で市民税非課税であり、誰からも扶養(経済的援助)を受けていない高齢者	保険診療における自己負担額	(ア)の方のうち障害者医療、精神障害者医療は無し (ア)の方のうち母子家庭等医療は有り (イ)・(ウ)は無し (ロ)・(オ)は有り	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③本人確認書類 ④マイナンバーのわかるもの ⑤(ア)に該当する方 障害者医療、精神障害者医療の欄を参照 (ウ)に該当する方 戦傷病者手帳 (ロ)に該当する方 要件によって異なるため問い合わせてください。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111(内線217)